

鳥取県では任期を定めて育児休業を取得する職員に代わって勤務していただく職員(育児休業等任期付職員)を募集します。

[採用予定者数：事務 2名程度、社会福祉 1名程度]

○勤務条件(給与、勤務時間、休暇、服务等)は、任用期間が定められていること以外、正規の職員と同じ扱いとなります。

【任期付職員(事務)に関する取扱い】

現在会計年度任用職員(一般事務)として勤務している職員のうち、引き続き育児休業等任期付職員(事務)として勤務した方は、勤務成績等により、会計年度任用職員採用時から5年を超えない範囲において、試験を行わず引き続き会計年度任用職員として勤務することが可能です。

鳥取県育児休業等任期付職員採用試験 (令和7年4月採用予定 事務・社会福祉) 受 験 案 内

◆鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階
電話 (0857) 26-7033, 7034
インターネット <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

1 受付期間、試験日、発表日

受付期間	令和7年1月15日(水)～2月5日(水) ◎郵送、持参どちらでも申込みができます。 ◎郵送の場合は、令和7年2月5日(水)必着 17:15までに到着したもの(期限までに申込先に到着したことが確認できるもの)に限り受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間 8:30～17:15 土・日曜日は閉庁日のため受け付けておりません。 ※上記の日時以外に持参されたり、郵送到着となっても、理由の如何を問わず受理しません。
試験日	名簿登録試験：令和7年2月1日(土)～12日(水) ※上記期間内で受験者が都合の良い日程を選択し、全国に設置されたテストセンターを予約して受験していただきます。詳細は別紙をご確認ください。 所属配置試験：令和7年2月22日(土) オンラインでの試験実施を想定しています。 ◎試験開始時刻 受験者に別途お知らせします。 ※原則、名簿登録試験及び所属配置試験のどちらも受験していただく必要があります。
合格者発表日	名簿登録試験：令和7年2月14日(金) 所属配置試験：令和7年2月28日(金)

2 採用予定者数、職務内容、主な配属先、任期

職種	任用形態	採用予定者数	職務内容	主な配属先	任期
事務	育児休業等任期付職員	2名程度	各種施策の企画立案と実施、申請に対する許認可、予算の編成・執行、経理、庶務等の事務全般	本庁、総合事務所及び地方機関 【参考】※現在のところ、東部地域で採用を予定。	令和7年4月1日から1年程度
社会福祉		1名程度	各種社会福祉行政に関する企画、事業の実施、社会福祉に関する相談・指導、福祉施設における支援業務、児童・保護者等に対する心理診断・心理療法・カウンセリングに係る業務等	福祉保健部、子ども家庭部、総合事務所県民福祉局、児童相談所、児童福祉施設等 【参考】※現在のところ、東部地域で採用を予定。	○任期は概ね6か月以上3年以内で、職員の育児休業期間に応じて採用時に決定されます。

(注1) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

(注2) 育児休業等任期付職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号に基づく任期付職員となります。

3 育児休業等任期付職員について

育児休業等任期付職員とは、県庁や県の地方機関等で、育児休業を取得する職員の代替職員として勤務していただく職員です。

今回の試験で合格された方について「育児休業等任期付職員登録簿」に登録された後、育児休業を取得する職員があった場合に、育児休業等任期付職員として正式に採用します。

なお、登録されても、育児休業を取得する職員の状況により、採用されない場合もありますので、あらかじめ御承知ください（※採用された方の任用期間は、育児休業を取得した職員の育児休業期間（6か月～3年程度）となります。）。

なお、職員が育児休業期間を延長した場合は、育児休業等任期付職員の任用期間も延長することがあります。

また、育児休業を取得する職員が、育児休業を取得する前の産前・産後休暇を取得する期間に、会計年度任用職員等として採用することがあります。

※会計年度任用職員（一般事務）として現在勤務中の方に係る取扱い

再度任用が可能な会計年度任用職員（一般事務）を育児休業等任期付職員（事務）として採用した場合で、任期付職員としての人事評価等を踏まえ、任期満了後、その者が会計年度任用職員として引き続き勤務していた場合に再度任用が可能な期間と認められる範囲（最大5年）において、その任期満了後に試験を行うことなく会計年度任用職員として任用することができる取扱いとする。

4 受験資格

職種	受験資格
事務	<p>○民間企業等（公的団体含む。以下同じ。）の就業経験を、通算して2年以上有している人</p> <p>①「職務経験」は、平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に、社員等として1つの民間企業等に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当し、職務内容は問いません。</p> <p>②1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができます。</p> <p>③1年未満の職務経験は通算できません。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等に1年以上継続して就業した場合やグループ会社への転籍や組織再編による社名変更など引き続いて就業している民間企業等と見なせる場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。</p> <p>④上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。</p>
社会福祉	社会福祉法第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する人又は令和7年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人

- (1) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日の前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。
詳しくは、「<参考1>日本国籍を有しない職員の任用について」をご覧ください。
- (2) 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

5 試験内容

(1) 名簿登録試験

試験種目	配点	内容
経歴評定	100点	提出された経歴調書に基づき、行政事務への適性についての実務経験、業務従事に当たり必要となる資格等についての評定 ※受験申込時に経歴調書を提出してください。 【求める人材像】 <事務>行政機関や民間企業等において事務職（事業企画・執行、補助金・契約等事務）の経験のある方を積極的に評価します。 <社会福祉>児童福祉施設等で、児童・保護者等に対する心理診断（心理検査含む） ・心理療法・カウンセリング等の業務経験のある方を積極的に評価します。
基礎能力試験	100点	文章読解能力、数的能力、推理判断能力等についての試験 (基礎能力 SCOA-A・テストセンター方式) (約60分)

(2) 所属配置試験

試験種目	配点	内容
人物試験	200点	個別面接による人物、経験の有用性等についての口述試験 ※この試験は、受験者の所有するインターネットに接続できるパソコンを利用したオンライン試験となります。 <利用するオンラインシステム> Webex Meetings (https://www.webex.com/ja/video-conferencing.html)

◎オンラインシステム(Cisco Webex Meetings)を利用する際の推奨環境は Cisco 社の HP をご確認ください。

(<https://help.webex.com/ja-jp/nki3xrq/Webex-Meetings-Suite-System-Requirements>)

◎インターネットに接続できるパソコン環境が無い場合は、受験申込時にお申し出ください。対応方法について、別途御案内させていただきます。

6 合格者及び採用候補者の決定方法

名簿登録試験の合格者は、経歴評定及び基礎能力試験の得点を合計した得点、所属配置試験の合格者及び採用候補者については、人物試験の得点の高い順により決定します。

なお、経歴評定、基礎能力試験及び人物試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点に関わらず不合格とします。

試験の結果によっては、合格者及び採用候補者がいない場合があります。

なお、申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、この試験に合格しても採用されない場合があります。

7 合格者の発表

合格者の受験番号を県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示し、併せて鳥取県のホームページ（総務部行政体制整備局人事企画課ホームページ）に掲載するとともに、合格者全員に通知します。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、次の表のとおり指定の開示場所の窓口で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示対象の試験	開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
採用試験	受験者本人	経歴評定、基礎能力試験及び人物試験の得点及び順位	合格者発表日から1月間	鳥取県総務部 行政体制整備局人事企画課 (県庁本庁舎3階)

試験結果の開示の請求は、**受験者本人が運転免許証等の写真により本人であることを確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。**電話、はがき、電子メール等による請求では開示できませんので注意してください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、**通知を希望される方は、受験申込時に110円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を併せて提出してください。**

9 採用時期及び給与等

(1) 採用時期

採用は、原則として令和7年4月1日を予定していますが、育児休業取得等の状況によっては採用時期が前後する場合があります。

また、育児休業取得開始前に会計年度任用職員として採用する場合があります。

(2) 給与

初任給は、民間企業等における職歴等の経歴に応じて決定されます。

※令和7年1月1日現在における初任給は次のとおりです。（あくまで仮設条件に基づいて計算した金額であって、個人ごとの事情によって変動します。）

◎大学卒業後、民間企業に8年間の勤務経験（事務等類似業務）のある30歳の方
月額250,700円程度

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

採用時までには給与改定等があった場合は、それによります。

(3) 勤務時間、休日、休暇

ア 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間60分）

※勤務場所によって異なる場合があります。

※フレックスタイム制を導入しており、時差勤務も可能です。

イ 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※勤務場所によって異なる場合があります。

ウ 休暇等

年次有給休暇（年間20日。1時間単位で取得可能）、特別休暇（結婚、出産、育児関係、夏季 他）、病気休暇など

(4) 勤務場所における受動喫煙防止措置等

敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置の場合あり）

10 受験申込手続

提出書類	登録申込書1部…登録申込書裏面の申込書記載要領をよく読んで、必要事項を記入の上、提出してください。（履歴書は申込時には不要です。） 経歴調書1部…必要事項を記入の上、提出してください。 自己PR調書1部…人物試験時の参考資料となります。必要事項を記入の上、提出してください。
申込先	鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 所在地：鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階 電話(0857)26-7033、7034 〔持参により申し込む場合〕 上記へ直接御持参ください。 〔郵便又は信書便で申し込む場合〕 あて先：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 ※封筒の表に赤字で「職員採用試験受験（育休任期付）」と記載してください。 ※郵便の場合、簡易書留などによるのが確実です。 （郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、試験終了まで大切に保管ください。）
注意事項	◎提出書類は返却しません。 ◎受験票の交付はありません。 ◎登録申込書を受付後、登録申込書に記載されたメールアドレスあてに人事企画課より申込受付通知をお送りしますので、受け取った方は、当該メールに返信をいただき、申込完了となります。申込完了後に、基礎能力試験受験及び人物試験についてメールにてお伝えします。

※身体に障がいのある方で、試験時に一定の配慮が必要な場合は、申込時に必ずお知らせください。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

〈参考〉日本国籍を有しない職員の任用について

1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。

〔代表例〕

① 権力の行使に該当する業務

- (1) 許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
- (2) 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
- (3) 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
- (4) 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
- (5) 審査請求に対する裁決に関する事務
- (6) そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

② 公の意思形成への参画に携わる職

本県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などです。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。

2 日本国籍を有しない人で、採用時に活動の制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。